

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市域におけるクビアカツヤカミキリの分布拡大の抑制と、生態系に係る被害の防止・低減を実現することを目的として、クビアカツヤカミキリの防除用品（以下「防除用品」という。）を予算の範囲内において、配布することについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) 防除用品 クビアカツヤカミキリの防除及び被害拡散防止のために必要な防除ネット、登録薬剤等をいう。
- (3) フラス クビアカツヤカミキリの幼虫が排出する木くずと糞の混合物をいう。
- (4) 被害木 フラス等により被害が確認できる市内のサクラ、モモ、ウメ等のバラ科樹木をいう。

(責務)

第3条 防除用品の配布を受けた者は、この要綱の目的に沿って、これを適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第4条 防除用品の配布を受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本事業の目的以外で防除用品を使用すること（農業被害の防止を目的とした使用は配布の対象外とする）
- (2) 配布を受けた防除用品を第三者に貸与し、又は譲渡すること。
- (3) その他市長が防除用品の使用において不適当と認める行為

(防除用品の配布対象者)

第5条 防除用品の配布対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、被害木等を所有し、又は管理する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事業所を有する事業主（法人含む）
- (3) 市内の町会、自治会、その他地区の居住世帯の多数で構成する団体（以下「団体」という。）
- (4) その他市長が適当と認める者

(防除用品の申請)

第6条 前条に規定する配布対象者であって、防除用品の配布を希望する者は、和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害木等の写真（被害木等の全体写真及び（フラスが確認できる場合は）フラス発生箇所の写真）
- (2) 申請者本人（事業所又は団体の場合はその代表者）が確認できるマイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し
- (3) 防除用品の使用場所が借地の場合は、所有者の同意書

(4) 代理人による申請の場合は、委任状及び代理人のマイナンバーカード又は運転免許証等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請者が、申請書及び前項各号に掲げる書類を、環境保全所管部署の窓口
に直接持参する方法により行うものとする。

3 申請の受付は、各会計年度の1月末日（ただし、1月末日が本市の休日に当たるときは、市
の休日の翌日をもってその期限とみなす。）を期限として先着順に行うものとし、申請が防除
用品の配布予定数に達した場合は、受付を終了するものとする。

（防除用品の配布等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、当該
申込みをした者に対し、防除用品を無償で配布するものとする。

2 防除用品の申請当たりの配布数量は、防除ネットにあつては被害木等1本につき1枚、登
録薬剤にあつては被害木5本に対して1本とし、それぞれの配布上限数量は、防除ネットに
あつては10枚まで、登録薬剤にあつては2本までとする。

（実績報告）

第8条 前条第1項の規定により配布を受けた者は、和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配
布実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、配布を受けた日の属する年度の
2月末日（ただし、2月末日が本市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期
限とみなす。）までに市長に報告しなければならない。

(1) 防除用品設置後の樹木の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

（経過報告）

第9条 第7条第1項の規定により配布を受けた者は、配布を受けた年度の翌年度から2年分
の防除用品設置後の経過について、和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布経過報告書（様
式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、毎年10月1日から同月末日（ただし、10月末日
が本市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。）までに市長に報
告しなければならない。

(1) 防除用品設置後の樹木の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、防除用品の配布に関し必要な事項は市長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

（申請者）住 所.....

氏 名.....
ふりがな

（事業所・団体の場合）名 称.....

（申請者が自署しない場合は、押印をしてください。）

連 絡（自宅）.....

（携帯）.....

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

実 施 場 所		
被害木等の種類 及び本数 ※最大10本まで	☐ サクラ 本 ☐ ウメ 本 ☐ モモ 本 ☐ その他（ ） 本	
防 除 用 品 配 布 希 望 数	登録薬剤等 ※被害木5本につき1本、最大2本まで	防除ネット ※被害木等1本につき1枚、最大10枚まで
備 考		

【添付書類】

- ①被害木等の写真（被害木等の全体写真及び（フラスが確認できる場合は）フラス発生箇所の写真）
- ②本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し）
- ③防除用品の使用場所が借地の場合は、所有者の同意書
- ④代理人による申請の場合は、委任状及び代理人のマイナンバーカード又は運転免許証等の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類

（備考）

- 1 防除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって損害を受けることがあっても、市はその責めを負いません。
- 2 土地の所有者等を確認するため、市が現地調査を行う場合があります。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

（申請者）住 所.....

氏 名.....
ふりがな

（事業所・団体の場合）名 称.....

（申請者が自署しない場合は、押印をしてください。）

連 絡（自宅）.....

（携帯）.....

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布実績報告書

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実 施 場 所		
被害木等の種類 及び本数	☐ サクラ _____ 本 ☐ ウメ _____ 本 ☐ モモ _____ 本 ☐ その他（ ） _____ 本	
防 除 用 品 配 布 数	登録薬剤等	防除ネット
備 考		

添付資料：防除用品設置後の樹木の写真（設置場所ごとに写真を添付してください）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

（申請者）住 所.....

氏 名.....
ふりがな

（事業所・団体の場合）名 称.....

（申請者が自署しない場合は、押印をしてください。）

連 絡（自宅）.....

（携帯）.....

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布経過報告書

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実 施 場 所		
経過調査日	令和 年 月 日	
配布申請時の 被害木等の 種類及び本数	☐ サクラ _____ 本 ☐ ウメ _____ 本 ☐ モモ _____ 本 ☐ その他（ ） _____ 本	
防 除 用 品	登録薬剤等	防除ネット
配 布 数		
被害状況	☐ 被害あり ☐ 年 月頃 クビアカツヤカミキリの成虫を 個体確認した ☐ 年 月頃 本フラスを確認した ☐ 上記以外の被害あり （被害状況： ） ☐ 被害なし（確認本数 本）	
備 考		

添付資料：経過調査時の樹木の写真（設置場所ごとに写真を添付してください）